

公共施設等の管理の推進について

平成29年3月15日
総務省自治財政局
財務調査課

公共施設等総合管理計画の策定状況（平成28年10月1日現在）

- 全都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定であり、うち553団体で策定済み。
- 策定を要請している平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においても99.6%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分		都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計		
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
回答団体数		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
策定予定有		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
内訳	策定済	32	68.1%	16	80.0%	505	29.3%	553	30.9%	
	未策定	15	31.9%	4	20.0%	1,216	70.7%	1,235	69.1%	
	予策 定 時 完 期 了	H28年度	15	31.9%	4	20.0%	1,209	70.2%	1,228	68.7%
		H29年度 以降	0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%	7	0.4%
H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,714	99.6%	1,781	99.6%	
策定予定無		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率:90%
(現行75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象